捕獲枠の追加配分について

本年7月から再開した商業捕鯨では、科学的根拠に基づいて算出した「捕獲可能量」から、①本年実施した科学調査での捕獲数、②定置網で混獲された数(5か年平均)、③水産庁留保分を除した数を、「捕獲枠」として漁業者に配分し、水産庁留保分については、枠の消化状況を勘案して追加配分することとしております。

(http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/190701.html)

この度、10月21日付けで改訂されたミンククジラの捕獲枠のうち、水産庁留保分としていた1頭について、小型捕鯨業者に追加配分することと致しました。追加配分後の捕獲枠は以下のとおりです。

	追加配分前捕獲枠			追加配分後捕獲枠 (11 月 5 日付け)		
	母船式 捕鯨業	小型 捕鯨業	水産庁 留保分	母船式 捕鯨業	小型 捕鯨業	水産庁 留保分
ミンククジラ	11	41	1	11	42	0
ニタリクジラ	187	0	0	187	0	0
イワシクジラ	25	0	0	25	0	0

引き続き、捕獲枠等の遵守状況の管理を徹底しつつ、科学的根拠に基づく資源管理を行っていきます。